

商標 ワンポイント情報 Vol. 1 9

小売業の商標登録開始！

小売業の業務に使用する商標の登録制度が2007年4月1日から始まります。

スーパー、百貨店、専門小売業の商標が登録できます。

詳しくは当所のHP[[商標ホームページ](#)]からご案内(PDF)をダウンロードしてどうぞご覧下さい。

特例期間中の6月30日までの出願がお勧めです。

小売業の商標とは、店舗名 社標 店舗の看板 店舗名のぼり、アドバレン表示 名刺や案内板や店員の制服に貼付される商標、ワッペン レジ・値札・チラシの商標 陳列棚や販売コーナーなどに表示される商標 スーパーの包装紙、レジ袋、買い物袋 ショッピングカートなどに付された商標 福袋 詰合せセット ポイントカード等の商標 これらの広告 インターネット 通販での使用商標です。

菅原特許商標事務所

〒192-0075 東京都八王子市南新町3番地 Oビル

TEL042-625-0838(代) FAX042-625-0628 E-mail ospat@nifty.com

HP ; <http://homepage2.nifty.com/ospat>